



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 群馬県太田市大原町78番地1

氏 名 株式会社群桐産業
代表取締役 濱屋 博

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 山田 啓 二



許可の年月日 平成28年4月15日

許可の有効年月日 平成33年4月14日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

①廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

②感染性産業廃棄物

③廃PCB等（微量PCB汚染絶縁油又は低濃度PCB含有廃油に限る。）

④PCB汚染物（微量PCB汚染物又は低濃度PCB含有汚染物のうち、微量PCB汚染絶縁油由来のもの若しくは汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず及び繊維くず由来のものに限る。）

以上4種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年4月15日：当初許可

平成29年5月31日：住所の変更に伴う許可証の書換え

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

朱印なきものは無効